

隋末唐初における李義方とその一族

——墓誌銘の分析を中心に——

Li Yifang and His Family in Late Sui and Early Tang China:

Focusing on an Analysis of the Epitaph

前 島 佳 孝

要 旨

李義方は隋の半ばから官途に就き、隋の滅亡後には唐に仕え、貞観年間に没した人物であり、祖父に西魏・北周の元勳李弼、従兄弟の子に隋末の群雄李密を持つ。すなわち、西魏・北周・隋・唐という一連の政権で重要な位置を占めた一族の一員である。本稿では新出の墓誌銘を材料として、李義方の事跡と当該李氏の出自設定活動について分析した。

李義方はそのキャリアの中で、自身が所属する政権に対して親族が叛いて誅殺されるといふ、危機的な状況に一再ならず陥った。その際に李義方の力となったのは、隋唐両政権の帝室と密接な関係を構築していた夫人楊上慈の実家一族であったと考えられる。また、当該李氏が貫籍を設定するにあたって試行錯誤を重ね、最終的に隴西成紀としたのは唐初頃のことであり、西魏・北周政権における政策によるものとする従来の説は否定される。

キーワード

李義方、楊上慈、墓誌銘、遼東襄平、隴西成紀

緒言

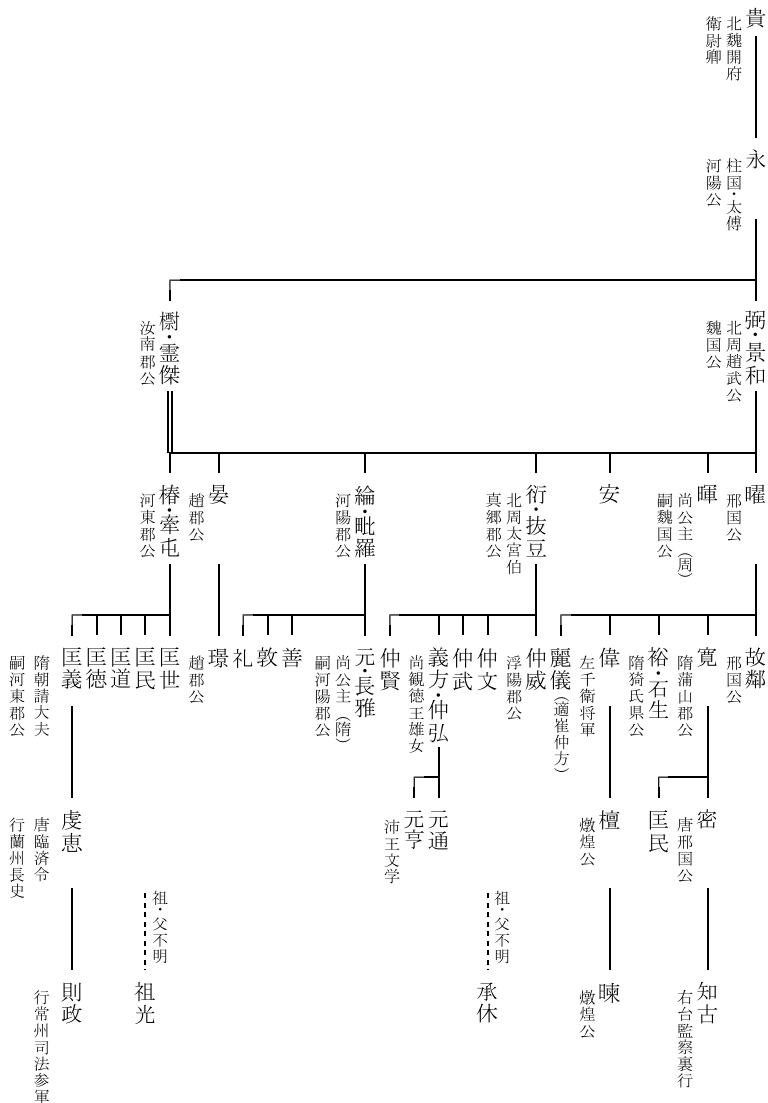
本稿で取り上げる李義方という人物は、隋から唐初の時期にかけて活躍した人物であり、祖父に西魏・北周の元勳李弼、従兄弟の子に隋末の群雄李密を持つ。すなわち、西魏・北周・隋・唐という一連の政権で中核を担ったいわゆる隴隴集団の中でも、とりわけ重要な位置を占めた一族の一員である。

この一族については、伝世文献史料以外に幾点かの墓誌銘が出土しており、筆者はこれまでにそれらの墓誌銘の分析を軸として彼らの出自について検討してきた^①。当該李氏は『周書』卷一五・李弼伝や『新唐書』卷七二上・宰相世系表・遼東李氏条の記述に基づいて遼東襄平の李氏とされてきたが、墓誌銘にはそれぞれ異なった出自が記されており、そこに見出せるのは貫籍を遼東襄平から改めるのではなく、出自を新たに設定しようと試行錯誤する姿であることから、現段階での筆者の結論としては、彼らの出自・世系は捏造されたものである、となる。

さて、本稿は新出の李義方墓誌銘（及び補足するものとしてその夫人楊上慈の墓誌銘）を用いて当該李氏一族について検討するものであり、その意味では二点の先稿に続くものとも位置づけられる。しかしながら、李義方墓誌銘には出自に関する新たな材料はなく、そこに見える「隴西城紀（＝成紀）」は正史などの伝世文献史料にも見られたも

ので、この一族の出自を明らかにしうるものではない。本稿でもこれによって「隴西成紀であったのだ」と主張するわけではなく、「隴西成紀とすることに落ち着いたこと」、いうなれば、当該李氏の出自設定活動としては幕引きの部分を含めて確認することに留まる。それよりも、論述の主眼は隋末唐初という激動の時期に、この一族がどのように行動したかを見ることにある。李義方は隋の半ばから官途に就き、隋の滅亡後には唐に仕え、貞観年間に没した。その間、良く知られているように、一族の一員である李密が隋末に民衆反乱に加わって群雄となり、唐に帰順した後にもまた叛いた挙げ句に誅殺されるということがある、他にも一族内に隋・唐両政権に対して敵対行動を起こした人物が存在する。このようなキャリアの危機に一再ならず見舞われながらも、李義方はまがりなりにも官僚として生き抜いたわけである。李義方自身は、歴史的事件で大きな役割を果たしたとか、政権中枢で政策決定に携わったというような重要人物とはいえないが、隋唐交代期において士人がいかに時代を渡っていったかの例として興味深いものがあると思われる。以上のような視点から、李義方の生涯を軸に、隋末唐初という動乱の時代における当該李氏の足跡を追うこととする。

系図一 李氏系図



出所：先稿A掲載の系図を補訂したもの

第一章 概要及び積文

まず李義方墓誌銘及びその夫人楊上慈墓誌銘、二方の墓誌銘の素性を確認しておこう。最初に公刊されたのは管見の限り『洛陽新見墓誌』⁽²⁾に収録された折で、ほぼ原寸大で拓本の形態に印刷されたものが収められている。⁽³⁾なお、書名に「洛陽」とあるものの、後述するように墓誌銘に記される李義方と楊上慈の埋葬地は長安近郊である。目録として機能する同梱冊子に編者齊淵氏のコメントがあり、「李義方は唐貞観十七年に卒した。唐初の墓誌である。二誌の卒年の隔たりは二十七年に達する。しかし、二誌の書法は一人が書したものであるかのごとくである。(中略)初唐の墓誌は書した人が記されないものが多い。彼らの子は沛王文学となつたので、あるいはその子が書したものであるかもしれない。」(五頁)とある。なお、齊氏が拓本を入手した経緯については記されておらず、出土地や現在の所蔵状況についても言及はない。

『洛陽新見墓誌』の序文によれば、齊氏は六〇〇点余りの拓本を収集し、そのうち四〇〇点を中華書局から出版し、さらに精選した四〇点をこの『洛陽新見墓誌』として出版したという。その中華書局から刊行されたのが『洛陽新獲七朝墓誌』⁽⁴⁾であり、やはり夫妻の二方ともに収録されている。こちらも拓本図集であるが、図版は縮小されていて明瞭さも欠いている。当初は『洛陽新獲七朝墓誌』を先に刊行して、書道史的・美術的に価値が高いと判断されたものを精選して『洛陽新見墓誌』を刊行する予定だったようであるが、奥付の日付を信頼すれば『洛陽新見墓誌』から遅れること四ヶ月である。

また、この両書の間刊行された『秦晋豫新出墓誌蒐佚』⁵⁾にも二方の拓本図版が収録されている。ここで出土と出土時期、そして現在の所蔵状況が記述されているのだが、二方ともに「二〇〇九年春陝西省西安市長安区出土、旋歸某氏」とのことで、残念ながら具体的な出土地、現在の所蔵者も明らかにはされていない。正規の発掘調査などは経ていないということであり、史料として素性が良いとはいえない。二方についてコメントが同じであることと、楊上慈墓誌銘に「乾封県の旧塋に耐された」とあることから、楊上慈は李義方の墓に合葬され、二方はそこから同時に発見されたのだと考えられる。

以下に、李義方墓誌銘の釈文と若干の語釈を示す。紙幅の都合もあり訓読は割愛する。楊上慈墓誌銘についても全文を紹介する余裕がないので、(正しいかは別として)史学的に材料としうると判断される記述を拾い出すに留める。釈文は『洛陽新見墓誌』収録の拓本に基づいて作成したものである。字体の新旧はそのままとし、異体字については一般的な字体に改めた。

〔形態〕 五八・五×五八・五 cm 三三三×三三三

〔誌文〕

- 01 大唐故員外散騎侍郎行少府監丞李君墓誌銘并序
- 02 君、諱義方、字仲弘、隴西城紀人也。聖德將啓、真氣下於嚴關、龍門若登、仙舟汎於温洛〔1〕。
- 03 漢臣之功、蓋天地、趙將之威、振邊垂〔2〕。其後、台袞相暉、軒華世襲、並勳勒常鼎、聲列管弦、

- 04 可得略而言也。祖弼、魏周柱國大將軍・太師・太傅・太保・太尉・司空・大司徒・錄尚書・大宗伯・特進・雍州牧・趙國武公。居四輔之位、處三公之尊、金印紫綬之榮、佩山玄玉之貴。參
- 05 坐議政、論道經邦。父衍、周隋大宗伯・安利定三州摠管・鄜隴涿義冀五州諸軍事・五州刺史・柱國・真鄉郡開國公。百城化美、千邑風馳。屏盜賊而賜黃金〔3〕、却水波而沈白馬〔4〕。豈
- 06 獨弘農善治、時稱長者之言、東海能官、責成大指而已矣〔5〕。公、蘭薄含芳、荆山餘潤、弱齡
- 07 卓異、志尚不羣。孝實天真、忠由性植、襟情遠大、牆宇重深。無驚寵辱之懷、自忘喜愠之色。宗親輯穆、交遊信義、一善畢記、百遍忘疲。性好讀書、不求甚解、雅善擊劍、終耻一人。
- 08 亭々焉、踰千丈之溪、汪々焉、苞萬頃之量。仁壽二年、以高門貴胄、預獻皇后挽郎、授朝
- 09 請郎、時年十九。尋轉滄陽縣令、政隆馴雉〔6〕、德茂移蝗〔7〕。庭致枯魚、室唯塵甑。謳謠未歇、故
- 10 老猶傳。大業十三年、拜尚書都官郎。君、望實相高、聲名藉甚。光華列宿之位、從容建禮
- 11 之闈〔8〕。故亦無愧當時、允諧僉屬。有隨失御、皇家受終。武德九年、除齊王府西閤祭酒。
- 12 君、恥一物而不知、在六藝而兼備。極輪扁之秘術、盡般爾之奇工〔9〕。貞觀元年、授軍器監
- 13 甲監。公家之利、知無不為。四年、除工部員外郎。敷奏丹墀、含香紫闥。懋功懋德、啓心沃
- 14 心。五年、拜員外散騎侍郎。昔高密英王、躬膺斯任。義陽望子、親拜此官〔10〕。皆帝室茂宗、邦
- 15 家懿範、儔今況古、羞多連類。公、勤王為務、匪懈在躬、以行少府監丞、有 勅恒令、北門
- 16 供奉、賞賚重疊、超絕等倫。君、恐風折喬枝、衆非高行、乃韜光穢跡、沮志辱身、遂得養素。
- 17 丘園志情、健羨亟感、風疹弥留。歲時、農皇之藥靡徵、桓侯之荷弥漸〔11〕。以貞觀十七年、歲

- 21 次癸卯、三月辛亥朔、十七日丁卯、終於雍州萬年縣親仁里私第。春秋五十有九。悲生
- 22 行路、悼及搢紳。臨喪盡哀、聞凶沫泣者、旬月之間、不可勝數。惟公、勵冰霜之操、保歲寒
- 23 之質。由是、門多好事、坐有良朋。暗寄通家、忘年孔李之客〔12〕、風清月麗、得性孫許之逝〔13〕。水
- 24 添花紅、必留連於春日、菊芳蘭秀、故無棄於秋辰。如何、未盡平生笑哥、猶在於耳、永惟
- 25 恩愛痛酷、遽切于心。以其年五月一日己酉、葬於長安縣之福陽鄉高陽原。禮也。嗚呼、
- 26 懼巨海成田、高岸為谷。傍求遺事、式表餘芳、沈石玄扃、庶傳不朽、其詞曰、
- 27 虞臣遐緒、周史遠胤〔14〕。江海相深、高華比峻。代列鐘鼎、世生忠信。絕足驥奔、逸翰鵬振。家
- 28 承福慶、必有賢明。戴誕人寶、是曰國禎。眇年挺異、弱冠參榮。九臯震響、百里飛聲。箭由
- 29 羽括、錐實脫穎。鳴珂上路、鏘玉華省。牛刀犯割、鴻翼斯整。火歷云亡〔15〕、天祿惟永。去楚
- 30 擇木、遊秦上書。吳臺威禮、梁園曳裾〔16〕。儒素無乏、用思有餘。宦歷兩朝、文昌再仕。便繁賞
- 31 錫、稠繆恩紀。戒滿惡盈、寡欲知止。得性丘壑、夷情愜喜。深潭倒景、邃谷留春。優遊勝地、
- 32 式宴嘉賓。如何穹昊、與善虛陳。倏焉鬢情、爪殲吉人。宿草行滋、奔曦□落。煙凝松檟、心
- 33 志寂寞。世祀徂遷、迴環舟壑。音徽不泯、□貞是託。

〔語釈〕

〔1〕 老子が関門を通過する際に関令の尹喜の求めに応じ、『老子道德経』を記して授けた故事と、後漢の郭泰（太）が李膺と友誼を結び、ともに舟に乗った故事に基づく。『史記』卷六三・老子列伝（二五九一〜二頁）、『後漢書』卷六八・郭太

伝（二二二五頁）。

[2] 漢臣は前漢の李広ないし李広利を想定して記されたと思われるが確定しがたい。趙将は対匈奴戦争で活躍した戦国趙の李牧。趙郡李氏の祖にあたる。『史記』卷八一・廉頗藺相如列伝の末尾に附伝される。

[3] 漢代、官僚が不穏な地方に赴任するにあたって黄金を賜る事例が『漢書』卷七六・張敞伝などに見られる。

[4] 前漢末期、黄河の堤防が決壊の危機に瀕した際に、東郡太守の王尊が白馬を黄河に沈めて洪水が治まることを祈った故事に基づく。『漢書』卷七六・王尊伝（三三七頁）。

[5] 後漢の劉昆がその治績を誇らなかつたことを光武帝から称えられた故事と、前漢武帝の時代に東海太守となつた汲黯が部下を信任し大要を示すのみだつたところ、良く治まつた故事に基づく。『後漢書』卷七九上・儒林・劉昆伝（二五五〇頁）、『史記』卷一一〇・汲黯列伝（三七四七頁）。

[6] 礼が備わり教化が行き届いた所に棲む雉は馴れるという。『後漢書』卷二五・魯恭伝（八七四頁）。

[7] 前漢平帝の時代、全国で蝗害が起きた際に、卓茂が県令を務めて清らかな政治を行つていた河南密県は無事であつた故事に基づく。『後漢書』卷二五・卓茂伝（八七〇頁）。

[8] 列宿は二十八宿の一つで、郎官がこれに対応する。『後漢書』卷二・明帝紀末尾（二二四頁）。また、漢代には尚書郎は建礼門に更直した。『文選』卷三〇・雜詩下・沈休文「和謝宣城」李善注引『漢書典職』（二四一九頁）。

[9] 輪扁は春秋齊の名工、般爾は魯の名工魯般と古の名工王爾の併称。

[10] 西晋の司馬泰（高密文獻王）と司馬望（義陽成王）。ただし、兩名とも（員外）散騎侍郎となつた記録は無く、散騎常侍となつたことが確認されるのみである。ともに『晋書』卷三七・宗室に立伝される。

〔11〕 神農と春秋斉の桓侯。後者には名医扁鵲との逸話が伝わる。『史記』卷一〇五・扁鵲列伝（三三六〇頁）。

〔12〕 後漢時代、まだ少年だった孔融が李膺のもとを訪ね、孔子と老子以来の交際と称した故事。『後漢書』卷七〇・孔融伝（二二六一頁）。

〔13〕 東晋の孫綽と許詢が若い頃から「高尚之志」をともしたことに基づく。『晋書』卷五六・孫楚附孫綽伝（一五四四頁）。

〔14〕 舜の臣である皋陶と周の柱史である老子。ともに李氏の祖とされる。

〔15〕 隋を指す。

〔16〕 呉台は呉王闔閭が建設した姑蘇の台。『史記』卷一一八・淮南（王安）列伝に見える「麋鹿の姑蘇の台に遊ぶ」（三七二

四頁）という国が減んだことの譬喩に基づき、呉王夫差と煬帝を重ねている。梁園は前漢梁孝王劉武（景帝の弟）の東苑（兔園）。劉武と斉王李元吉を重ねている。

〔附〕楊上慈墓誌銘から抜粋〕

◇弘農華陰人。漢太尉震之後。

◇曾祖、後魏都督・新興太原二郡守。

◇祖、後魏燕州刺史、周任敷爾二州刺史、儻城郡公、贈使持節・大將軍・成文扶鄧洮五州刺史、諡曰信。

◇父、周柱國・雍州牧・邗國公、隨六衛大將軍・宗正卿・京兆尹・太子太傅・太保・司徒・司空・觀國德王。

◇總章二年八月、遭疾終于長壽坊第、春秋八十二。

◇三年歲在庚午、正月乙亥朔廿三日丁酉、附于乾封縣舊塋。

◇嗣子前沛王文學元亨等。

第二章 墓誌銘の記事から得られる李義方の事跡

本章と次章では李義方個人の事跡について確認・検討する。

正史等の伝世文献史料における李義方についての記述は、管見の限り、『新唐書』卷七二上・宰相世系表・遼東李氏条にその名が挙げられるのみである（二五九五頁）。李弼の子の四番目に李衍（後周太官伯・真鄉夙公）がおり、その子として李仲威・李仲文・李仲武・李義方・李仲賢の五人が並べられている。揃って名のみで、官職・封爵などの情報は一切ない。従って、現状では本墓誌銘が李義方に関する唯一の史料といえる。記述の客観性の問題から、墓誌銘のみに依拠して歴史的対象を再構築することに躊躇いはあるが、誌主の為人や各場面での評価に関わる記述について踏み込まずにおくことで、ある程度の客観性は保てるものとして進めることとする。

まず、名に関して見れば、宰相世系表では他に四名の「仲某」が並ぶなか、李義方のみ統一を欠いていたが、本墓誌銘の「諱義方、字仲弘」（02行）という記述によって、他の四名の「仲某」が字によって伝えられていたことが明らかになった。次に生卒年については、唐の貞観一七年（六四三）三月一七日に五九歳で亡くなったとあるので（20～21行）、隋の開皇五年（五八五）の生まれということになる。以下、李義方の事跡を当時の情勢と照らし合わせて確認していこう（表一参照）。

表一 墓誌銘に記述された李義方の事跡

隋開皇 5 (585)	出生	
仁寿 2 (602)	独孤皇后の葬儀で挽郎を務める	
仁寿 3 (603)	朝請郎 (正七品上)	
不明	滏陽県令 (従六品 (上))	
大業12 (616)		瓦崗軍 (李密) が滎陽を攻める
大業13 (617)	尚書都官郎 (正六品 / 従五品)	
大業14 (618)		3. 煬帝暗殺, 5. 唐成立
唐武徳 9 (626)	齊王府西閤祭酒 (従七品上)	6. 玄武門の変
貞観 1 (627)	軍器鑿甲監	
貞観 4 (630)	工部員外郎 (従六品上)	
貞観 5 (631)	員外散騎侍郎 (従五品下)	
不明	行少府監丞 (従六品下)	
貞観17 (643)	死没	

隋代

仁寿二年(六〇二)、文献独孤皇后の葬儀に際して、李義方は「挽郎」となった(11行)。文献独孤皇后は同年八月己巳(二四日)に崩御し、閏一〇月壬寅(二八日)に太陵に埋葬された。⁶⁾当時、李義方の父李衍は既に没しており、兄の李仲威が後を嗣いでいる。⁷⁾

すぐに続けて「朝請郎」(正七品上)を授けられ、時に「十九」であったという(11、12行)。挽郎を務めた記事のあと、そのまま接続語もなく「授朝請郎」とあるので、同年中のこのようにも受け取れるが、生年から数えると一九歳となるのは翌仁寿三年(六〇三)である。朝請郎は開皇三年(五八三)に置かれた、散官八郎の一つである。

ついで「滏陽県令」となる(12行)。具体的な就任時期は不明である。滏陽県は現在の河北省磁県で隋代は文帝時期には相州・慈州、煬帝による大業三年(六〇七)の行政区画の改革以後は魏郡に属していた。⁸⁾県単位での人口は不明であるが、唐代に「望県」であったこと⁹⁾から隋代には上県であった

と類推され、上県令の官品は従六品上、大業三年の官制改革以後は上下が取れて従六品となる。

大業一三年（六一七）に「尚書都官郎」（13行）となる。官の概要としては尚書刑部都官司の部局長で、唐代の都官郎中にあたる。官品は不明確であり、隋文帝時代の尚書諸曹侍郎は正六品上で、その一つとすれば煬帝時期は上下が取れて正六品となり、唐代の都官郎中の従五品上から遡ると従五品となる。¹⁰ いずれにしても、官品の上では李義方は順調に栄達していると思われるが、滎陽県令の就任時期が不明なため、滎陽県令から都官郎に遷ったのか、間に別の官が挟まっているのかは定かでない。この都官郎就任に関しては検討すべき点があると思われるので後述する。

唐 代

隋が滅びると、李義方は唐に仕えることになるのだが、その官歴は武徳九年（六二六）の「齊王府西閣祭酒」（14行）、すなわち高祖李淵の四男、齊王李元吉の王府の属官から始まる。唐代の親王府の西閣祭酒は賓客に應對することを務めとし、官品は従七品上である。この出仕については、その時期なども含めて検討すべきことがあると思われるので後述する。

年が明けて貞観元年（六二七）、「軍器鎧甲監」を授けられた（15、16行）とある。職務としては軍器監と鎧甲署が該当するとして問題なかるうが、そのものずばりの官職名は見出せていない。隋唐時代において、鎧甲署（或いは甲鏡署）は少府監ないし軍器監に属する。少府監から鎧甲や弓弩といった軍事装備に関わる部門が独立する際に、その統括衙門として軍器監が置かれ、また少府監に統合されると軍器監が廃止されるという関係である。唐代では

武徳年間と開元年間に軍器監の設置が確認されるのだが、貞観元年時点で存在しているかが不明確である。⁽¹⁾また、唐代軍器監の官品は正四品上、これに属する甲鏡署の署令は正八品下であり、李義方の前後の官職（齊王府西閣祭酒・従七品上と工部員外郎・従六品上）と対照すると、軍器監の正四品上では高すぎ、署令の正八品下では低すぎる。従って「軍器監甲監」については記述の錯誤があるか、或いは武徳から貞観へのごく短期間、臨時に置かれた職と見なしておくのが穏当であろう。

貞観四年（六三〇）に「工部員外郎」に叙された（16行）。土木系の官で官品は従六品上。五年に「員外散騎侍郎」を拝した（17行）。文散官で官品は従五品下。工部員外郎から外れたか否かは不明である。

最後の官職として、「行少府監丞」となった（18行）。時期は不明。「行」は位の高いものが低い職務に従事すること。少府監丞の官品は従六品下で、工部員外郎の従六品上よりも下ではあるが、李義方の位階としては員外散騎侍郎の従五品下が適用される。以上のキャリアから、李義方は貞観年間にあつては、軍器監・工部・少府とモノを扱う職を歴任したことがわかる。

官を退き、貞観一七年（六四三）三月一七日に五九歳で長安の街東、万年県の親仁坊（H7）の邸宅で没した（20、21行）。同時期の親仁坊には于志寧が居住しており、後には安祿山や郭子儀が大邸宅を構えた。⁽²⁾

同年五月一日に、長安県の福陽郷高陽原に葬られた（25行）。第一章で触れた通り、夫人楊上慈の墓誌銘も本墓誌銘と同時に発掘されたと思われる、その「乾封県の旧塋」が李義方の墓であったのであろう。発掘地が明らかでないので正確な位置は不明であるが、長安城の西南隅からさらに西南の方角に六、七kmほどの郊外にあたる。⁽³⁾

李義方の子としては、『新唐書』宰相世系表では李元通が名のみ載せられているが、李義方墓誌銘では子につい

て一切言及されていない。しかし、楊上慈墓誌銘には嗣子李元亨が前沛王文学であったと記されており、この沛王とは、高宗の六男、章懐太子李賢である。¹⁴

以上が李義方墓誌銘とその夫人楊上慈の墓誌銘の記述から得られる李義方の事跡であるが、積み残した問題があるので、章を改めて検討していこう。

第三章 李義方の事跡とその背景についての検討

大業一三年の尚書都官郎について

大業一三年（六一七）という点、いわゆる隋末の乱が既に激化しており、同年五月には李淵が太原で挙兵し、翌年には江都で煬帝が暗殺され、長安では唐が成立するという年である。この時期、李義方は難しい立場に置かれていたと考えられる。いうまでもなく、李義方から見れば従兄弟の子にあたる李密の存在によってである。

李密は大業九年（六一三）に友人であった楊玄感の反乱に謀主として加わったものの失敗し、その後は各地を逃亡していたが、大業一二年の冬に至って東郡で翟讓が率いていた農民反乱軍、すなわち瓦崗軍に加わり、滎陽に攻め込んで河南道黜陟討捕大使の張須陁を破った。年が明けて問題の一三年二月には洛口倉を陥れ、翟讓に替わって反乱軍の指導者となり、魏公と称し、中原地区を舞台に群雄として大きく飛躍していた。¹⁵

この李密の活動が一族に影響を与えるのは当然のことであった。唐公李淵が大業一三年（六一七）五月に太原で挙兵し、隋の官軍を打ち破りつつ九月に関中に侵攻したところで、「郿隄の賊帥」李仲文が登場して唐軍に参加す

る。これは『旧唐書』本紀にも取り上げられている。¹⁶ 新旧『唐書』を見るだけでは、この李仲文が何者であるのか判然としないのだが、『大唐創業起居注』はより踏み込んだ情報を載せており、卷二・大業一三年九月丙寅条に、

又た賊帥李仲文、兄の仲威を遣わして歎を送らしむ。仲文、則ち魏（公）密の従父なり。密の滎陽に反するを以て、縁坐して亡命し、無頼を招集し、郿縣の間に抄劫し、衆、將に四五千にならんとす。（三四頁）

とあり、李仲文は李密の従父であり、すなわち『新唐書』卷七二上・宰相世系表・遼東李氏条に見える李仲文と同一人物であり、李義方の兄であることが判明する。李密が滎陽で反乱軍の首領となって活動したことをうけて、李義方の兄弟たちは出奔せざるを得なくなっており、李仲文に至っては郿県（扶風郡に属し京兆郡と接する）で賊帥となっていたのである。李密が楊玄感の乱に加わった時点で、既に李義方兄弟たちの立場が危うくなっていたことは想像に難くないが、瓦崗軍での活動が決定打となったことがわかる。

ところが、そのような状況下で李義方は都官郎という中央官僚に就任したわけである。兄弟間での大きな境遇の違いを生んだのは、おそらくは夫人楊上慈とその一族の力である。楊上慈墓誌銘では父祖については官爵等肩書きのみで名が記されていないが、父が『隋書』卷四三に列伝のある楊雄、祖父が『周書』卷二九に列伝のある楊紹、曾祖は楊定で間違いない。¹⁷ それぞれの列伝と対照すれば個別の官名には若干の齟齬も認められるが、楊雄という重要人物で確定することで充分なのでここでは追求しない。

この楊氏の家系については、『新唐書』卷七一下・宰相世系表一下・楊氏觀王房の条でもまとめられており、楊

雄から六世代遡った楊渠なる人物のところ、隋の帝室と繋がる。¹⁸ 仮にこの血縁関係を北魏孝文帝期の、「各皇帝の五代の子孫までの属籍を認める」という宗室制度¹⁹にあてはめれば、楊雄は中核的な宗室からは外れる疏族の範疇に含まれ、通常であれば王爵に封じられことも稀な立場であったことになるのだが、文帝時期には政權中枢にあって高頴・虞慶則・蘇威とともに「四貴」と称された実力者であり、その功績から文帝時期に郡王、煬帝時期には(国)王に封じられている。大業六年(六一〇)に安德郡王から(国)王へ進爵した際に、楊雄は曹魏の曹洪を例に挙げて辞退したが許されなかった。²⁰ 曹洪の例は帝室本宗との距離感を示すものとして参考になると思われる。つまり、楊雄は文帝・煬帝の二代にわたって信任された、「準宗室」といった立場にある人物であり、李義方の夫人はその娘であったのである。楊雄自身は大業八年(六一二)、煬帝の第一次高句麗遠征に従軍してその途上で病死しているが、楊恭仁をはじめとするその子たちは官界にあって活躍しており、夫人楊上慈を介して李密の活動によって危うさを帯びていた李義方の立場を支える力にもなったと推測するのである。

なお、銘に「去楚擇木、遊秦上書。吳臺威禮、梁園曳裾」(29、30行)とあり、楚から秦への移動が示される。秦が関中に立った唐を指すのに対して、楚と次の呉台は江南を指し、ここから大業一三年(六一七)に都官郎に叙された際には、李義方は煬帝に従って江都に滞在していたと考えられる。

また、当該李氏と帝室楊氏との関係としては、李義方の従兄弟の李元(字長雅)が文帝の娘の襄国公主を娶っており、少なくとも二重の姻戚関係が構築されていたことを書き添えておく。

武徳九年の齊王府西閣祭酒について

大業一四年（六一八）に煬帝が宇文化及等によつて暗殺され、江都の隋朝勢力の体制が一新されてから武徳九年（六二六）まで、李義方の事跡には八年の空白がある。新たに現在所屬する王朝に仕えたことは非常に重要な情報であり、キャリアを語る上で省略されるとは考えがたいので、この武徳九年以前に既に唐に仕えていた可能性は低からう。そこでこの空白を生じせしめた事情・背景について検討する。

「有隋失御、皇家受終」（14行）とあり、マクロな視点ではこのように「隋が滅んで唐が受け継いだ」という認識でかまわないと思う。しかしながら、政治や人びとの動きについて検討を加えるのであれば、ミクロな視点に立つ必要がある。煬帝に従つて江都揚州にいた多くの隋朝官僚たちにとっては、煬帝が宇文化及等によつて暗殺されても隋はまだ滅びてはおらず、また李淵の勢力圏以外、つまり中国の大部分では長安での隋唐禪讓劇に正統性を認めるはずもないことを踏まえない⁽²¹⁾。

先述したように、隋末の時期、李義方は江都にいたと考えられるが、その後、唐に仕えるまでの動静は墓誌銘でも伝えられていない。おそらく多くの官僚たちとともに宇文化及に従い、皇帝とされた秦王楊浩を奉じつつ河南・河北まで戻つたのであろうし、⁽²²⁾その後そのまま宇文化及の許政権に仕えたり、許政権の滅亡後は竇建徳の夏政権に遷つたり、或いは洛陽の皇泰主政権やそれを承けた王世充の鄭政権に所屬していたという可能性も考えられる。そして隋↓唐という唐王朝公認の流れから外れた政権での活動について、墓誌銘では記述が控えられたと想定することもできるが、いずれにしても記録が一切存在しないので確たることは何もいえない。とはいえ、武徳五年（六二二）の末には華北主要部分の群雄は概ね唐に服しており、武徳九年になって初めて唐に仕えたということに、「よ

うやく」という印象を受けるのは筆者のみではあるまい。墓誌銘には晩年のことではあるが「養素丘園、忘情健羨」(19、20行)と、隱棲することを望んだという記述もあり、李義方個人が宮仕えに嫌気が差すタイプの人物であったと考えることもできるが、唐には出仕しづらい事情もあったと思われる。それはやはり一族の動向で、まず著名な事件として武徳元年(六一八)に李密が誅殺されたことであり、そしてより影響が大きかったと考えられるのが、武徳四年(六二二)に兄の李仲文が誅殺されたことである。

洛陽近郊で王世充に敗れた李密がやむなく西行して唐に下り、邢国公・光祿卿を授けられたのは、唐の武徳元年九月から一〇月にかけてのことである。一二月になると東方の旧領軍団を慰撫するために派遣されることとなり、実際に出立したものの、すぐに帰国を命じられた。ここに自身に対して唐朝廷が強い不信感を持っていることを悟った李密は、唐に叛いて自立することを謀ったが、ほどなく捕捉されて斬られたのであった。

李仲文については唐成立以後の動向を見ていこう。⁽²³⁾武徳初年(元年として六一八)に太常少卿に就任しており、これは唐建国に際しての人事であろう。⁽²⁴⁾また、時期は不明ながら真郷郡公に封じられたことも確認でき、これは父李衍の隋時代の封爵と同じである。⁽²⁵⁾翌武徳二年(六一九)、齊王李元吉の守る并州(太原)が山西北部の群雄、劉武周の侵攻を受けると、これを救援するために四月に李仲文は行軍総管に任じられて派遣された。介休で敗れて一度は捕らわれてしまったものの脱出に成功し、帰還するを得ると、⁽²⁶⁾六月には再び対劉武周戦線に投入され、浩州刺史劉贍とともに浩州(旧西河郡)の守備についた。この時の并州救援軍の総司令官は晋州道行軍総管に任じられた尚書右僕射裴寂であった。

九月、裴寂もまた介休で敗れ、齊王元吉が并州から長安に逃亡したことで、晋州以北が劉武周の手に陥ってし

まったが、その中で李仲文と劉贍は涪州で劉武周軍の攻撃を撃退し続け、三〇〇日にわたって涪州を固守した。そして翌武徳三年（六二〇）四月、食料が尽きた劉武周軍が撤退するのに合わせて、秦王李世民がこれを追撃し、突厥の援助を受けつつ并州の奪還に成功した。李仲文は檢校并州総管に任じられて并州に鎮した。ここまでは一度は敗れたとはいえ、優れた働きを示したといえる。

六月、突厥の処羅可汗が并州晋陽に至った際には、李仲文はその横暴を制することができなかった。そして七月、「并州総管李仲文、突厥と謀を通じ、洛陽の兵の交わるを俟ち、胡騎を引いて直ちに長安に入らんと欲す」との報告が驃騎大將軍可朱渾定遠から長安にもたらされた。これに対して高祖李淵は、まず皇太子李建成を蒲坂に派遣して備えさせ、さらに礼部尚書唐儉を并州に派遣し、暫定的に并州総管府を停止し、李仲文を入朝させることとした。さらなる報告が唐儉によって長安にもたらされたのは翌武徳四年（六二二）二月のことで、詳細は『冊府元龜』卷六五八・奉使部・挙劾・唐儉条に伝わっている。

儉、密かに奏すらく、「太原の沙門志覺、死して十日を経て蘇る。言、妖妄多し。仲文に謂いて曰く、『公、五色の光、金狗の自ら衛る有るを見す』²⁷⁾と。仲文答えて曰く、『關中、十五已上並びに事え、洛陽、亢陽して雨ならず、穀食騰湧す。天意人事、表裏知るべし。若し計を爲すは、今其の時なり』²⁸⁾と。高祖、固より之を疑うも、儉の使至り、又た高祖に言いて「仲文、妖邪に信惑し、自ら讖に応じ、龍の已に附す有りと云い、即ち汾州において龍游府を置くに及ぶ。又た陶氏の女を娶り、以て桃李の歌に應じ、詔いて可汗に事え、甚だ其の意を得る。可汗、仲文に謂いて曰く、『我、當に爾を以て回可汗²⁹⁾と爲し、河北の地に據らしむべし』と。

又た州に在りて貨を贖し狼藉す」と曰うに及ぶ。高祖、是に於いて裴寂・陳叔達・蕭瑀等をして之を推治せしめ、事、皆な靈有り。(七五九五頁)

すなわち志覚なる仏僧に乘せられて唐からの自立を謀り、さらに突厥とも話をつけていたことが明らかになった。その結果、同月乙巳(十七日)、李仲文は誅殺されたのだった。

武徳三年(六二〇)まで李仲文が活躍していたことから、従兄弟の子である李密の誅殺だけであれば特別大きな影響はなかったとも思われるが、立て続けに、それも二つ目は兄が誅殺されるという不祥事が起きたことが、李義方の唐への出仕を遅らせ、ほとぼりが冷めるのを待った結果、武徳九年(六二六)に至ったのではないかと筆者は推測するわけである。

次に唐への出仕の背景と齊王府西閤祭酒という職について考えてみよう。官品は従七品上であり、隋末の都官郎が従五品ないし正六品であったことからすると、下がっていることは間違いない。ここに当時の李義方の立場の弱さを見て取ることも、あながち的外れではなからう。では、なぜ齊王府西閤祭酒であったのか。この点から、この出仕に際して夫人楊上慈とその実家、楊氏の影響力が及んでいたのではないかと筆者は推測する。

第一に、当時の吏部尚書が楊上慈の兄の楊恭仁であったことが挙げられる(在任…武徳六年四月〜九年七月)³⁰。宇文化及が丞相となり秦王楊浩が皇帝に据えられた隋朝で、楊恭仁は吏部尚書を務めたが、華北に帰ってきたところで魏郡の群雄であった元宝藏に捕らわれ、さらに行きあった魏徴の斡旋で唐の長安に送られた。長安に至ると、旧知であった高祖李淵によって礼遇され、黃門侍郎を拝し、觀国公に封じられ、その後、涼州総管を経て吏部尚書に就

任していたのであった。

第二として、この楊恭仁の一族と齊王元吉との間に姻戚関係があったことが挙げられる。『旧唐書』卷六二・楊恭仁伝に、

恭仁の弟師道、桂陽公主を尚し、從姪女、巢刺王妃と爲り、弟の子思敬、安平公主を尚し、帝室と連姻し、益ます崇重せらる。(二三八二頁)

という、楊氏と帝室李氏との姻戚関係の深さを伝える記事があり、その中に楊恭仁の從姪の娘が齊王元吉の妃となつてゐることが挙げられている。この記事に見える桂陽公主(後に長広公主に改封)は高祖の第五女、安平公主は同じく高祖の第十一女であり、楊氏と帝室李氏との姻戚関係が構築される上での重要性では比べるべくもないにしても、それらと並べて史料に記述された楊氏と齊王元吉との間の婚姻には、それなりに大きな意味があると考ええてしかるべきであろう。⁽¹⁾

以上、二つの点から、李義方の齊王府西閤祭酒就任にあつては、いささか品のない表現になるが、夫人の兄である吏部尚書楊恭仁が、その職権と人間関係の上で押し込みやすい職を李義方にあてがつたのではなからうか、と筆者は推測するわけである。

しかしながら、武徳九年(六二六)とはまさに玄武門の変が起きたその年であり、六月庚申(四日)に変が起り、齊王元吉は兄の皇太子建成ともども秦王世民によって殺害され、そして八月癸亥(八日)の秦王太宗即位に至る。

従って、李義方は隋の滅亡以来、七年あまりを経て新たに唐に仕えたとしたら、半年もたたないうちに主人が殺害されるという状況に陥ったのである。⁽³²⁾とはいえ、その後の李義方のキャリアを見ると概ね順調に昇進しており、齊王府に仕えていたことが大きなマイナス要素になつていたとは見て取れない。『旧唐書』卷七一・魏徵伝に、

河北を安輯せしめ、許すに便宜従事を以てす。徵、磁州に至り、前宮の千牛李志安・齊王の護軍李思行の錮送され京師に詣るに遇う。徵、副使李桐客に謂いて曰わく、「吾等、命を受くるの日、前宮・齊府の左右、皆な赦原して問わざらしむ。(後略)」（二五四七頁）

とあり、東宮や齊王府の官は基本的に（或いは建前として）罪に問わない方針が採られたようである。李義方についていえば、齊王府に就職して日が浅く、齊王との個人的な人間関係が醸成されていなかったことが有利に働いたなどという可能性も考えられよう。

第四章 隴西成紀へ

本章では先世記事、特に貫籍の問題について検討する。本墓誌銘に見える祖父李弼・父李衍に関わる官職名には疑問点もあるが、検討は割愛する。⁽³³⁾

まず、現段階で筆者が確認しているこの一族の墓誌銘（唐代前期まで）を挙げておこう（表二）。徒何姓のもの

(世代順)

李密	李義方	李則政
武徳2(619). 2.16(葬)	貞観17(643). 5.1(葬)	聖暦3(700). 1.11(葬)
武徳1(618). 12	貞観17(643). 3.17	聖暦1(698). 6.8
黎陽県之西南 五里之平原	長安県福陽郷 高陽原	万年県同平原
河南省濬県城 関郷羅荘村 西・1969年	陝西省西安市 長安区・2009 年	不明
氣目4		氣目2162
隴西成紀	隴西城紀	隴西城紀

二〇一三年)

物研究所・二〇〇九年)

が
い
る
の
は
、
西
魏
・
北
周
時
代
の
賜
姓
・
復
姓
政
策
に
拠
る
。
ま
た
、
李
義
方
墓
誌
銘
及
び
李
則
政
墓
誌
銘
に
は
「
隴
西
城
紀
」
と
あ
る
が
、「
城
紀
」
と
は
い
う
ま
で
も
な
く
「
成
紀
」
の
こ
と
で
あ
り
、
か
か
る
表
記
は
唐
代
の
墓
誌
銘
に
散
見
す
る³⁴⁾。本稿では以下、「成紀」の表記で統一する。

こ
の
一
族
に
つ
い
て
は
既
に
文
献
史
料
の
段
階
で
【
表
三
】
の
よ
う
に
本
貫
地
表
記
に
動
き
が
あ
り
、
こ
れ
ら
の
記
述
を
も
と
に
、「
も
と
は
遼
東
襄
平
で
あ
り
、
西
魏
・
北
周
で
の
い
わ
ゆ
る
「
関
中
本
位
政
策
」
に
従
っ
て
隴
西
に
移
し
た
」
と
い
う
陳
寅
恪
の
解
釈
が
受
け
入
れ
ら
れ
て
い
る³⁵⁾。

と
こ
ろ
が
、
現
代
に
い
た
っ
て
墓
誌
銘
が
次
々
に
出
土
し
、
【
表
一
】
に
示
し
た
よ
う
に
そ
れ
ら
に
は
本
貫
地
と
し
て
様
々
な
地
名
が
記
さ
れ
て
い
た
の
で
あ
る
。先述したように、筆者は徒何綸墓誌銘と李椿墓誌銘については先稿A、徒何櫛墓誌銘について先稿Bで検討した。そこで得られた現段階での結論は、この一族が『旧唐書』宰相世系表に載せられるように、西晋の司徒李胤などを輩出した遼東襄平の李氏に繋がる可能性はおよそ認められない、ということである。遼東襄平・河南洛陽・梁城泉洪・隴西燉煌・隴西狄道・趙国・平城桑乾・隴西成紀と並ぶ地名の中には、彼らの出自設定活動の過程で現れたものが多く紛れ込んで

表二 李氏（徒何氏）墓誌銘の先世記事比較

	徒何（李）櫛	徒何（李）綸	李椿	李裕	李麗儀
最終紀年	保定 5 (565). 4. 21 (葬)	建徳 4 (575). 1. 28 (葬)	開皇13 (593). 12. 6 (葬)	大業 1 (605). 1. 11 (葬)	開皇 5 (585). 2. 19 (改葬)
没日	保定 4 (564). 閏12. 19	建徳 3 (574). 12. 16	開皇13 (593). 1. 27	仁寿 4 (604). 6. 17	天和 6 (571). 5. 17
埋葬地	建忠郡三原県 之豊谷原	三原県濁谷原	(京師)孝義里	長安県布政郷 高陽之原	靈寿县修仁里 臨山
出土地	陝西省三原県 東北（詳細不明）	不明	陝西省西安市 慶華廠廠区防 空洞・1984年	陝西省西安市 長安県郭杜 鎮・2006年	河北省平山県 両河郷西岳村 北・1998年
目録	梶目1044	梶目1099	梶目1391	梶目1551	梶目1256
本貫	遼東襄平県→ 河南洛陽	梁城郡泉洪県 (=涼城旋鴻)	隴西燉煌	隴西狄道	趙国→平城之 桑乾

※ 梶目：梶山智史編『北朝隋代墓誌所在総合目録』（明治大学東アジア石刻文物研究所・
氣目：氣賀澤保規編『新版唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』（明治大学東アジア石刻文

表三 文献史料に見える李氏の本貫地

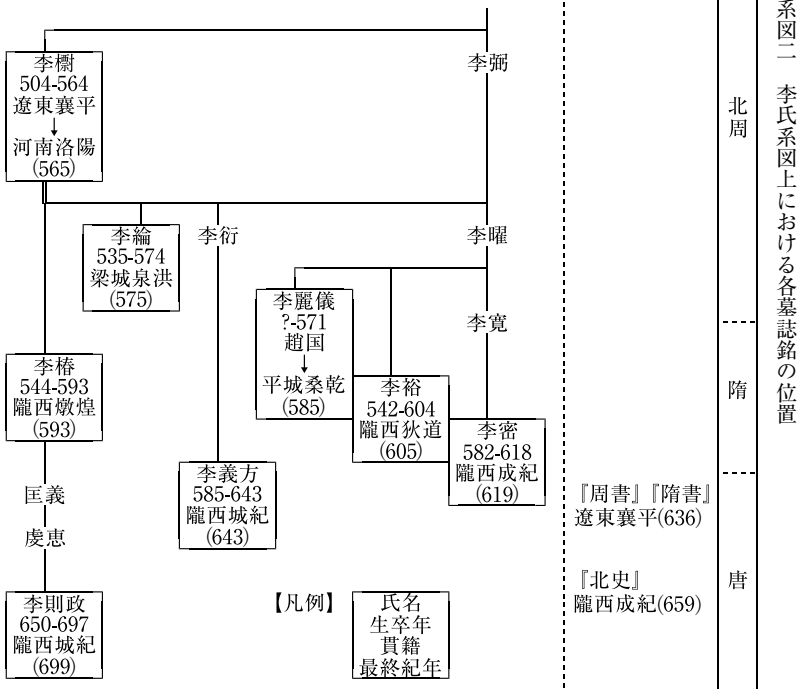
遼東襄平	『周書』15・李弼伝、『隋書』54・李衍伝、『新唐書』72上・宰相世系表
遼東襄平→長安	『旧唐書』53・李密伝、『新唐書』84・李密伝
隴西成紀	『北史』60・李弼伝（李密まで記述）

いるわけだが、「仮に遼東襄平李氏に繋がるのであれば、遼東襄平に触れることなく梁城泉洪・隴西燉煌・趙国・平城桑乾と称する墓誌銘がこれほど次々に製作されるであろうか？」という疑問を呈することで、方向性は自ずと定まる。すなわち、同時代の代表的な郡望である趙郡李氏との関係をちらつかせつつも時代的に離れている趙国を持ち出したり、遼東襄平や隴西燉煌といった、李氏の中では主流から一歩退くあたりを候補にして試行錯誤しつつ、結局は一方の主流である隴西成紀に附会するに至った、という想定に行き着くわけである。

さらに一歩踏み込んだ私見を示すならば、いわゆる「名族」からもっとも

遠いもの、出自を飾っていないものが徒何論墓誌銘の「梁城郡泉洪県」であり、現状ではこれが比較的信憑性の高いものであると考えている。梁城郡泉洪県は平城の周辺地域であり、とすれば、「徒何」という姓と関連づけて、おそらくは北魏初期に遼西から平城周辺に徙された鮮卑慕容部に連なる一族であろうとするのは一定の説得力を持つと考える。とはいえ、これも多くの相反する記述から一つを選び出しての説であって、確固たるものではないことは認めざるをえない。さらに、今後新たな当該李氏の墓誌銘が出土した際には、また別の地名が出てくる可能性は高く、それでいてそれが事実を記していることを証明することは難しい。つまるところ、李弼が活躍する以前、その父李永・祖父李貴あたりの墓誌銘が発見されない限り、彼らの出自について新たな見解を示すことは不可能である。

それでは、彼らの出自設定活動がどのように結着したかといえば、先述の通り「隴西成紀ということにする」であった。八方の墓誌銘における本貫地に関わる記述の全体像をより明確に俯瞰するために、【表二】を系図兼年表の体裁で描き起こしたのが【系図二】である。墓誌銘に見える地名の散らばり方を見れば、北周から隋の時期にかけて一族全体としての統一見解が形成されていなかったことは明白で、最終的に一族全体で隴西成紀とすることに落ち着く必然性も低いのであるが、現在の史料状況においては、隴西成紀でまとまったことが見て取れる。本稿で取り上げた李義方墓誌銘はこの流れを補強するものということになる。墓誌銘に比べて文献史料での動きが遅れているが、これは墓誌銘が家族など当事者の意思（事実ということではない）が直接に反映されるものである一方で、第三者によって編纂される正史等文献史料では情報の更新に時間を要するからであろう。



そして隴西成紀に落ち着いた時期は、隋末にかかる可能性はあるものの、現在確認できる限り唐代に入った頃である。試行錯誤は隋代になっても続けられていたわけである。従って、本章の初めに示した「西魏・北周のいわゆる「関中本位政策」に従って隴西に移した」という通説での解釈は成り立たない。西魏・北周の段階で出自設定活動が行われていたことは確かであるが、隴西成紀とすることに至ったのはさらに時が下ったことであり、政権の政策とは関連しない、李氏の私的な行動の結果なのである。また、『旧唐書』李密伝等の「徙りて京兆長安人と爲る」という記述は、黎陽に葬られた李密と嫁ぎ先の河北に改葬された李麗儀を除いて、一族の墓誌銘が長安近郊から出土していることから、いつ、どこから徙ったことにしたのか

はともかくとして、実態を現していたのであろう。³⁶⁾

結 語

以上、隋唐間に活動した李義方なる人物の事跡と、その一族の出自設定活動について検討した。李義方の人生の中で隋末唐初の時期は、親族の李密や兄の李仲文が隋に叛き、ついで唐にも叛いて誅殺されるという、立場の危うい場面が一再ならずあったが、李義方はどうにか官僚としての人生を全うした。それを可能ならしめた要素として、本稿では夫人楊上慈の一族の影響力があつたと推測した。史料的には李義方墓誌銘のみならず、楊上慈墓誌銘にもなんら記されていないため推測の域を出るものではなく、むしろ臆測に近いとも思わないのだが、諸氏の判断を仰ぎたい。とはいえ、姻戚関係が政界にあって極めて重要な要素であることはいうまでもなく、人物の政治的な立ち位置を検討するときは無視しえない要件であろう。この点において、新出墓誌銘への期待は大きい。

出自・貫籍の問題についてはその結末部分を取り上げ、「隴西成紀ということにした」ことを確認し、その時期をひとまず唐代に入ってからとした。これによって、従来の「西魏・北周でのいわゆる「関中本位政策」に従って隴西に移した」という通説は否定された。残る問題としては、『周書』・『隋書』の列伝や『新唐書』宰相世系表に見える遼東襄平についてが挙げられる。これまでに発見された墓誌銘では徒何樹墓誌銘で触れられるのみという状況と、正史列伝に記録されるほどに周囲にも認識されていたという状況との間の隔たりは、決して浅いものではない。西魏・北周以前の実際の出自の問題とともに、今後の新史料の発見を待つこととしたい。

注

- (1) 拙著『西魏・北周政権史の研究』(二〇一三年・汲古書院) 第三部・第二章・北周徒何綸墓誌銘と隋李椿墓誌銘(二〇〇五年初出)(先稿A)、拙稿「北周徒何樹墓誌銘とその世系の再検討」(中央大学『人文研紀要』七九・二〇一四年)(先稿B)。
- (2) 齊淵編『洛陽新見墓誌』(上海古籍出版社・二〇一二年八月)。李義方墓誌銘は編号二四、楊上慈墓誌銘は同二六。
- (3) 該書に収録された拓本状印刷物では一辺五五cmほどであるが、後掲注(5)『秦晋豫新出墓誌蒐佚』では一辺五八・五cmと記述されている。「形態」の項では墓誌銘ないし拓本の実物に基づいたものと考えられる後者の数字を採った。
- (4) 齊運通編『洛陽新獲七朝墓誌』(中華書局・二〇一二年三月)。李義方墓誌は編号六九、楊上慈墓誌銘は同八七。齊運通氏は齊淵氏と同一人物であり、名を使い分けているようである。
- (5) 趙君平・趙文成編『秦晋豫新出墓誌蒐佚』(国家図書館出版社・二〇一二年一月)。李義方墓誌は編号一〇四、楊上慈墓誌銘は同一五六。
- (6) 『隋書』卷二・高祖紀下・仁壽二年八月己巳条(四七頁)、閏十月壬寅条(四八頁)。
- (7) 父の李衍は開皇九年(五八九)の南朝・陳平定戦争では襄陽から出撃して功績を挙げ、その後は安州総管を務めたものの、一年余りして病を發し、京師に帰って家で没した。具体的な日時は不明であるが、開皇一〇年(五九〇)からさほど下ることなく没していたのであろう。『隋書』卷五四・李衍伝(二三六―三頁)。
- (8) 施和金『中国行政区划通史 隋代卷』(復旦大学出版社・二〇〇九年) 下編・第五章・冀州地区州郡沿革(三一八頁)。
- (9) 『新唐書』卷三九・地理三・河北道・惠州条(一〇一四頁)。
- (10) 煬帝時期の官制については、『隋書』卷二八・百官志下の末尾に、「帝、三年に定令してよりの後、驟しば制置あり、制置未だ久しからずして、隨つて復た改易す。其餘、備知すべからざるは、蓋し史の闕文と云う。」(八〇三頁)とあるように不明確な点が多い。
- (11) 『隋書』卷二八・百官志下(煬帝時期) 少府監条に、「左尚・右尚・内尚・司織・司染・鎧甲・弓弩・掌冶等署を統ぶ。復た監・少監を改めて令・少令と爲す。司織・司染を併せて織染署と爲し、鎧甲・弓弩二署を廢す。」(七九九頁)とあつて、隋代には鎧甲署は少府監に属していたものの、弓弩署とともに廢止されている。その後に登場するのは『唐六典』卷

二二・少府監条の割注で、「開元初、甲、鎧、弓弩を分けて別に軍器監を置く。」(五七一頁)とある。字が前後入れ替わっているもの、同じものと見なして大過なからう。これによって、甲鎧(鎧甲)署が開元初年まで少府監に属して存在していたことが確認できる。軍器監は、『通典』巻二七・職官九・軍器監条に、「武徳初、軍器監を置き、貞観元年、軍器大監を罷めて少監を置き、後、これを省き、其の地を以て少府監に隸し、甲弩坊と爲す。」(七六九頁)とある一方で、『新唐書』巻四八・百官志三・軍器監条では、「(武徳)七年、軍器監を廢し、八年、復た置き、九年、又た廢す。」(一二七五頁)とあって、貞観元年には存在しないことになっているなど記述が一定しない。煬帝時代に廢された鎧甲署がいつ復活したのかは不明だが、唐初武徳年間の軍器監設置に際して、鎧甲(甲鎧)・弓弩二署がその中核を担っていたとしてよいだろう。

(12) 『長安志』巻八・唐京城二・親仁坊条(二八一〜二頁)。

(13) 妹尾達彦「生前の空間、死後の世界」(中央大学文学部『紀要』史学六二・二〇一七年)所掲の地図四参照。楊上慈墓誌銘に見える乾封県は、高宗・武則天時期に長安県からその南部を割いて置かれた県。県衙は懷真坊(D9)に置かれた。

(14) 李賢は永徽六年(六五五)に潞王冊封、龍朔元年(六六二)に沛王に転封、咸亨三年(六七二)に雍王に転封、上元二年(六七五)に皇太子冊立。『旧唐書』巻八六・高宗中宗諸子・章懷太子賢伝(二八三〜一頁)。

(15) 李密の動向については、布目潮瀨『隋唐史研究』(東洋史研究会・一九六八年)第二章・李密の叛乱(一九六五年初出)を参照。

(16) 『旧唐書』巻一・高祖本紀・大業一三年九月丙寅条。「郿県の賊帥丘師利・李仲文、藍屋の賊帥何潘仁等、衆数万を合わせて来降す。」(四頁)

(17) 『周書』巻二九・楊紹伝は、楊紹の父を楊国とするが、薛道衡撰「後周大將軍楊紹碑銘」(『文館詞林』巻四五二所収)や『新唐書』巻七一下・宰相世系表・楊氏親王房条が楊紹の父を楊定、祖父を楊国とするのに従う。

(18) 『隋書』巻四三・觀徳王雄伝では「高祖族子」(二二五頁)とあるが、『新唐書』巻七一下・宰相世系表一下・楊氏条(二三四〜五〇頁)によれば、楊渠は楊雄から六世代、文帝楊堅から七世代遡ったところに位置する。従って、世代的には楊雄の方が一世代上である。もっとも、隋の楊氏が楊震以来の名門弘農楊氏に繋がられている時点で、信憑性には疑問符を付けざるを得ないのだが。

- (19) 窪添慶文『魏晋南北朝官僚制研究』（汲古書院・二〇〇三年）、第三部第二章・北魏の宗室（一九九九年初出）。
- (20) 『隋書』卷三・煬帝紀上・大業六年二月丙辰条（七五頁）、同卷四三・觀德王雄伝（二一七頁）。
- (21) 禪讓革命の歴史における隋唐交替の特異性については、拙稿「隋の滅亡と禪讓革命」（川越泰博編『様々なる変乱の中國史』汲古書院・二〇一六年）参照。
- (22) 夫人の兄弟である楊恭仁は宇文化及によって吏部尚書に任じられている。「旧唐書」卷六二・楊恭仁伝。
- (23) 正史に李仲文の列伝は無い。以下、主に『資治通鑑』卷一八七〜一八八・五八五〜五九〇四頁に拠る。
- (24) 『冊府元龜』卷四四四・将帥部・陷没・李仲文条（五〇〇九頁）。「資治通鑑」では翌年の出撃に際して「太常卿」とある（卷一八七・武徳二年四月戊午条（五八五三頁））。一年弱の間に少卿から昇進したのか、記録の混乱なのかは判じがたい。
- (25) 『旧唐書』卷五六・劉季真伝（二二八二頁）、「資治通鑑」卷一八八・武徳四年二月条（五九〇四頁）など。李衍については『隋書』卷五四・李衍伝（一三六二頁）。他に『冊府元龜』卷一六四・招懷・唐高祖条では、李仲文が李淵軍に帰順した際に普寧郷公に封じられていることが確認できる（一八二五頁）。普寧もまた父李衍が北周時代に真郷郡公に先だつて普寧県公に封じられていたことにちなむ。
- (26) 脱出成功に至る経緯については、『冊府元龜』卷三六五・将帥部・機略五・李仲文条（四二二七頁）に詳しい。
- (27) 金狗は二十八宿のうちの西方第二、婁宿にあたる。ここで金狗が持ち出される背景については筆者の検討が足りず不明瞭であるが、明清時代の小説『秦王逸史』・『説唐』などでは李密が婁金狗の転生とされることがある。
- (28) 原文「十五已上無事」を『冊府元龜』卷九二二・総録部・妖妄第二・志寛条（一〇六九二頁）により「十五已上並事」に改めた。「並事」とは、皆が役に駆り出されるの意。
- (29) 『資治通鑑』卷一八八・武徳四年二月条は「南面可汗」とする（五九〇四頁）。
- (30) 『旧唐書』卷一・高祖紀・武徳六年四月癸酉条（一三三頁）、卷二・太宗紀上・武徳九年七月壬辰条（三〇頁）。
- (31) この他に楊師道の子の楊豫之（母は桂陽（長広）公主）が齊王元吉の娘の寿春郡主を娶っていることが確認できるが（『旧唐書』卷六二・楊恭仁弟師道伝（二三八四頁））、同じ齊王元吉の娘の文安郡主が貞観一五年（六四一）に段儼に嫁いだ例（段儼妻李氏墓誌銘・氣目三二二）と同様に、この婚姻が成立したのは貞観年間のことと推測されるので、ここでは

検討材料とはしない。

(32) 筆者の推測が正しかった場合、皇太子建成・斉王元吉と秦王世民との対立が顕在化していた中で、前者が敗北するかたちでの破局が到来することを楊恭仁が予想していなかったということにもなる。

(33) 李弼の録尚書事や李衍の太宗伯は錯誤と見なせるが、改めて検討することはしない。

(34) 董師及妻元氏墓誌（氣目二六四六）、李玄德墓誌銘（氣目三八五三）等が挙げられる。

(35) 陳寅恪『唐代政治史述論稿』（台湾商務印書館・新人人文庫・一九九四年（初版は重慶商務印書館、一九四三年）上篇・統治階級之氏族及其升降（二八頁）。史料の根拠としては、『周書』卷四・明帝紀・二年三月庚申条に載せる詔に、「三十六國、九十九姓、魏氏の南徙してより皆な河南の民と稱す。今、周室既に關中に都せば、宜しく改めて京兆人と稱すべし」（五五頁）とあるのによる。

(36) 実際に隴西に生活の基盤を置いた可能性がないことについては、蘇小華『北鎮勢力与北朝政治文化』（中国社会科学出版社・二〇一二年）第五章・第二節・李密家族史補証で指摘されている。ただし蘇氏は、李弼から李密にかけての当該李氏についての検討をする際に、彼らが遼東襄平の李氏であることを前提としている。

引用史料版本

二十四史・『資治通鑑』・『唐六典』・『通典』中華書局標点本

『文選』上海古籍出版社・一九八六年

『大唐創業起居注』上海古籍出版社・一九八三年

『冊府元龜』鳳凰出版社・二〇〇六年

『長安志』三秦出版社・二〇一三年